

# 来所による研修講座ガイドライン

茨城県教育研修センター

本センターにおける来所による研修講座の実施にあたり、来所者及び職員の新型コロナウイルス感染症感染防止のため、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉、密集、密接）」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）は不可欠である。なお、「3つの密」が同時に重なる場を避けることはもとより、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指し、以下の点を徹底する。

## 1 基本的な感染症対策

### (1) 手指消毒及びこまめな手洗い

- 各研修室の出入り口にアルコール系消毒液を常備し、来所者の入所や各研修室への入室の際に、手指を消毒するよう徹底する。
- 洗面所に手洗い用石けん液を常備し、来所者に対し、休憩時や昼食前等の流水と石けん液によるこまめな手洗いを徹底する。
- 講座の終了時刻をずらしたり、休憩時間を調整したりするなど、トイレの使用や手洗いが密集しないよう工夫する。

### (2) マスクの着用

- 研修時のマスクの着用を徹底するとともに、一定の間隔を空けるように工夫する。
- 来所者自身のマスクが使用不能になった場合に備え、予備のマスクを用意しておく。
- 体育等の運動を伴う講座では、マスクの着用は必要ないが、受講者間の距離を2メートル以上確保する。

### (3) 共用部分の消毒

- アルコール系消毒液で、ドアのノブや取手、手すり、スイッチなどの多くの来所者が触れる場所を拭く。
- 1日1回以上は消毒を実施する。
- ドアのノブや取手などに触れる回数を減らすため、ドアは常時開放しておく。
- 研修終了後に研修室の消毒を行う（机、椅子、受講者が手で触れる箇所等）。
- 実験台・実験器具、情報機器等、共用で使用するものは使用前に消毒をする。

### (4) 研修中の換気

- 研修中は、対角線上の2方向の窓を広く開けておく。
- 窓のない部屋は、入り口の開放、換気扇を用いるなどの対応をとる。
- 体育館等の広い部屋でも、窓の開放等により換気を行う。
- 冷暖房設備の使用時においては、機械で強制的に換気を行っているが、状況に応じ換気の時間を設定する。

### (5) 検温と健康状態の確認

- 受講者に対し、来所日の朝、自宅での健康確認と検温を行い、健康観察票に記入し、持参するよう連絡を徹底する。
- 発熱等の風邪の症状がある場合には来所しないよう、事前に各学校に周知する。
- 講座前のオリエンテーション時に、受講者の検温結果及び健康状態を確認するとともに、午後のスタート時等も含め、定期的に健康観察を行う。

## (6) 非接触型体温計の整備

- ・自宅で検温していない場合、入所時に非接触型体温計で検温する。
- ・発熱等の風邪の症状がある場合や体調不良の受講者が出了た場合、所属校に連絡し、速やかに退所・帰宅するよう徹底する。また、症状により必要であれば、他の受講者との接触を可能な限り避けられるように、宿泊棟での待機場所を設ける。

## (7) 「いばらきアマビエちゃん」への登録

- ・各研修室の出入口に「いばらきアマビエちゃん感染防止対策宣誓書」を掲示し、受講者に対し、宣誓書記載のQRコードを読み取り、登録するよう周知する。

## 2 研修

### (1) 受付（出席確認）

- ・各研修室の出入口にある受講者名簿の受付確認欄に、受講者持参の筆記具で○を記入することで、受付（出席確認）を行う。

### (2) 机の配置等

- ・ソーシャルディスタンス（フィジカルディスタンス）を保つため、二人かけテーブルは一人、三人かけテーブルは二人使用とし、対面での配置をしない。
- ・講堂（大研修室）や情報教育課の研修室等、固定式の机や座席の場合は、可能な限り間隔を確保する。

### (3) 大声での発言等の防止

- ・近距離での会話や発声等を避ける。

### (4) 熱中症対策

- ・適宜水分補給をするよう受講者へのアナウンスを徹底する。

### (5) 研修終了時

- ・研修終了後は、受講者の速やかな退所を徹底する。

## 3 昼食

- (1) 販売する昼食は弁当形式とし、朝の入所時にソーシャルディスタンスを確保しながら食券販売を行う。

- (2) 弁当の受け取りの際、状況により複数の窓口を設置し、受講者は間隔を開けて並ぶようにする。

- (3) 食事をする際は、対面での机の配置をしない。また、座席の間隔を確保する。

- (4) 食事をする際は、できる限り会話を控えるよう周知する。

- (5) 研修室以外にも、食堂、図書情報室、屋外のベンチを開放し、食事場所をできる限り分散する。

## 4 休憩時間

- (1) 利用するトイレ（洗面所）を研修室ごとに分散することで、混雑を回避する。

- (2) 廊下での立ち話等は控えるよう徹底する。

- (3) 研修室内で会話をする際には、適切な距離を保つよう徹底する。

- (4) お互いの体が接触するような交流をしないよう、アナウンスをする。

## 5 受講者の出欠の扱い

- (1) 受講日に、発熱等の風邪の症状がある場合や新型コロナウイルス感染症に関連して欠席した場合は、所属校の校長との協議により、後日資料配付、課題等の提出をすることで、欠席扱いとしないよう配慮する。

## 6 その他の事項

- (1) 受講者が、新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、主体的に感染リスクを避ける行動ができるよう、オリエンテーション時に指導を行うとともに、ポスターの掲示等で、新型コロナウイルス感染症の予防について啓発する。
- (2) 研修室の窓等を開放するため、貴重品を必ず持ち歩く等、持ち物の自己管理を徹底する。
- (3) 職員の感染症対策については、来所者等と同様、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないようマスクを着用する。